

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有（嶺南ブロック各市町）

資料2参考資料1

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
避難勧告等の発令基準 県管理河川の基準 (避難準備・高齢者避難開始：氾濫注意水位) (避難勧告：避難判断水位) (避難指示：氾濫危険水位)	(1) 避難準備・高齢者等避難開始 ① 笙の川 氾濫注意水位 を超え、氾濫注意情報が発表されたとき（レベル2） ② ①以外の観測所の水位が氾濫注意相当の水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。等 (2) 避難勧告 ① 笙の川 避難判断水位 を超え、はん濫警戒情報が発表されたとき（レベル3） ② ①以外の観測所の水位がはん濫注意相当の水位を大きく越え、さらに水位の上昇が予想されるとき。 等 (3) 避難指示（緊急） ① 笙の川 氾濫危険水位 を超え、氾濫危険情報が発表されたとき（レベル4） ② ①以外の観測所の水位がはん濫危険相当の水位に達したとき。 等	(1) 避難準備・高齢者避難開始 はん濫注意情報が発表され、 氾濫注意水位 に到達しさらに上昇が見込まれる場合、今後の気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して、必要な地域に対し発令する。 (2) 避難勧告 はん濫警戒情報が発表され、水位予測に基づき一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは 避難判断水位 に到達しさらに上昇が見込まれる場合、必要な地域に対し発令する。 (3) 避難指示(緊急) はん濫危険情報が発表され、 氾濫危険水位 に達した場合、必要な地域に対し発令する。	(1) 避難準備・高齢者等避難開始 ・河川水位が一定時間後に避難判断水位（特別警戒水位）もしくははん濫危険水位（危険水位）に到達すると予測されるとき等・大雨（浸水）・洪水警報が発表されたとき。 ・指定河川にはん濫注意情報が発表されたとき。 (2) 避難勧告 ・河川水位が避難判断水位（特別警戒）に到達したとき。 ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災）を確認等 ・指定河川にはん濫警戒情報が発表されたとき。 (3) 避難指示（緊急） ・河川水位がはん濫危険水位(危険水位)に到達したとき。 ・堤防の決壊を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認等	(1) 避難準備・高齢者等避難開始 ①大雨注意報（が発表された場合で、相当な豪雨で、避難準備が必要と判断した場合 ②関屋川小和田観測所の水位が氾濫注意水位（2.20m）を超え、河川水位が上昇した場合 ③大雨警報が発表された場合 ④強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (2) 避難勧告 ①関屋川小和田観測所の水位が避難判断水位（2.50m）を超え、かつ河川水位が上昇した場合 ②破堤につながるような異常な漏水等が発見された場合 ③強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (3) 避難指示（緊急） ①関屋川小和田観測所の水位が氾濫水位（2.80m）を超え、かつ河川水位が上昇した場合 ②堤防の決壊を確認した場合 ③河川管理施設の大規模異常を確認した場合	(1) 避難準備情報 ①予想雨量が、避難地域で定める時間後にはん濫基準雨量に達するとき ②氾濫注意水位に到達し、かつ、一定時間後に避難判断水位に到達すると予測されるとき ③佐分利川堤防に漏水、浸食等が発見されたとき ④気象情報等により、深夜・早朝に避難が必要と想定されるとき ⑤台風等が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想されるとき ⑥その他、要配慮者が避難できる時間を残して、災害が発生する可能性が高まったとき (2) 避難勧告 ①避難判断水位に達し、かつ、予想雨量が、避難地域で定める時間後にはん濫基準雨量に達するとき ②氾濫注意水位を超えた状態で、台風等が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想されるとき ③堤防の決壊につながるような漏水・浸食等、河川管理施設の異常を確認したとき ④その他、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があると認められるとき (3) 避難指示 ①はん濫危険水位に達し、かつ、実況雨量が、はん濫基準雨量に達したとき ②堤防の決壊を確認したとき ③河川管理施設の大規模異常を確認したとき ④水門等の施設状況により浸水の危険性が高いとき ⑤その他、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があるとき	水位周知河川 避難準備・高齢者等避難開始 1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。 1：はす川の若狭町鳥浜水位観測所の水位が避難判断水位である1． 6 0 mに到達した場合 2：はす川の若狭町鳥浜水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①若狭町鳥浜水位観測所上流の水位が急激に上昇している場合 ②はす川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③若狭町鳥浜水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 避難勧告 1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。 1：はす川の若狭町鳥浜水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である2． 0 0 mに到達した場合 2：はす川の若狭町鳥浜水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①若狭町鳥浜水位観測所上流の水位が急激に上昇している場合 ②はす川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③若狭町鳥浜水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
住民等への情報伝達の体制や方法	・防災放送チャンネル（ケーブルテレビ） ・防災情報受信機（F M放送） ・防災情報配信メール 等	・同報系防災行政無線の各戸への配備 ・防災メールやSNSの利用 ・緊急速報メールの活用 ・ケーブルテレビとの連携	・防災行政無線 ・音声告知放送（戸別受信機） ・CATV（行政チャンネル） ・登録制メール 緊急速報メール ・広報車	・住民メール配信サービスの利用 ・防災行政無線及び戸別受信機の配備 ・Lアラート活用による情報提供	・防災行政無線 ・音声告知放送 ・緊急速報メール ・Lアラートによる情報提供 ・監視カメラシステム導入	・防災行政無線（上中地域） ・音声告知放送 ・CATV（行政チャンネル）、HP ・Lアラート（緊急速報メール）による情報提供
避難誘導体制	・指定緊急避難場所の表示を設置（平成29年度） ・避難行動要支援者名簿の作成	・避難情報の早期発令 ・避難行動要支援者名簿と個別支援計画の作成 ・避難誘導看板の整備(計画) ・避難所の早期開設 ・避難場所へのテレビや発電機等の配備 ・避難行動要支援者名簿の作成	・避難所看板の設置 ・美浜町保健福祉センターへの避難誘導灯の設置 ・避難行動要支援者名簿の作成	・指定避難場所、指定避難所の表示板の外国語表記、LED化 ・避難所の早期開設 ・防災倉庫、水防倉庫の整備 ・避難行動要支援者名簿の作成	・避難所誘導看板の設置 ・避難所の早期開設 ・防災備蓄倉庫の整備 ・避難行動要支援者名簿の作成	・避難情報の早期発令 ・指定避難所への太陽光発電LED灯設置 ・避難行動要支援者名簿の作成
想定される浸水リスクの周知	・洪水ハザートマップの全戸配布による避難所及び避難方向の周知	・洪水ハザートマップの全戸配布による避難所及び避難方向の周知	・洪水ハザートマップの全戸配布による避難所及び避難方向の周知	・洪水ハザートマップの全戸配布による避難所及び避難方向の周知	・洪水ハザートマップの全戸配布による避難所及び避難方向の周知	・洪水ハザートマップの全戸配布による避難所及び避難方向の周知
避難に関する啓発活動	・自主防災組織の育成 ・出前講座の実施 ・防災ハンドブックの配布 ・水防訓練の実施	・出前講座の実施 ・避難訓練や災害図上訓練D I Gなどのワークショップの実施 ・災害危険区域の条例指定	・自主防災組織の育成 防災訓練の実施	・自主防災会の立ち上げ、育成 ・自主防災会活動への財政支援 ・消防署、消防団、自主防災会など地域ぐるみの水防訓練 ・防災研修会、防災講演会の実施	・総合防災訓練の実施 ・自主防災組織の育成	・水防訓練、防災訓練の実施

②水防に関する事項

項目	敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
水防体制	・自主防災組織の育成・補助 ・水防資機材備蓄倉庫の整備	・自主防災組織の結成啓発活動 ・自主防災組織立上げ補助や資機材購入補助 ・防災リーダーの育成講習会の実施	・自主防災組織の育成 ・防災訓練にて土のう設営訓練の実施	・自主防災会の充実強化	・自主防災組織の設立、活動、資機材整備補助 ・水防資機材の整備	・自主防災組織の育成 ・防災士育成
庁舎の機能確保	・受電設備、非常用発電設備等の整備済	・受電設備、非常用発電設備等の整備済	・受電設備、非常用発電設備等の整備済 ・庁舎は、浸水エリア外	・受電設備、非常用発電設備等の整備済 ・庁舎は、浸水エリア外	・受電設備、非常用発電設備等の整備済 ・庁舎は、浸水エリア外	・受電設備、非常用発電設備等の整備済